

## 長浜バイオインキュベーションセンター入居料等助成要綱

平成18年4月1日  
告示第255号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市におけるバイオ関連分野の創業及び事業化を促進するため、長浜バイオインキュベーションセンターに入居する者に対し入居料等の一部を助成することに関し、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 入居者 長浜バイオインキュベーションセンター条例（平成18年長浜市条例第126号。以下「センター条例」という。）第7条の規定により、センター条例第3条第1号に規定する研究開発型企業向け研究施設（以下「研究施設」という。）への入居を許可された者
- (2) 利用者 センター条例第17条に規定する指定管理者が設置するシェアオフィス（以下「シェアオフィス」という。）を利用する者

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、バイオ関連分野の創業及び事業化をするため研究開発を行う入居者又は利用者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者又は同条第3項に規定する新規中小企業者であること。
- (2) 研究施設の入居料（センター条例第20条第1項の規定が適用されている場合は、利用料金。）又はシェアオフィスの利用料金（以下「入居料等」という。）を支払っていること。
- (3) この要綱による助成金の交付申請時において市税及び国民健康保険料（納期が到来しているものに限る。）を完納していること。
- (4) 地域の産業の振興及び雇用の確保に貢献する事業を行っていること。

(対象経費等)

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）、助成期間及び助成金の額は、別表のとおりとする。

(交付申請の時期)

第5条 規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書を提出すべき日は、当該助成対象者に初めて入居料等が課された月の翌月の末日までとする。ただし、初めて入居料等が課された月の属する年度の翌年度以降は、当該年度の初日の属する月の末日までとする。

(交付申請書に添付すべき書類)

第6条 規則第4条第1項第4号に規定する市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 入居者又は利用者であることを証する書類
  - (2) 完納証明書（市税及び国民健康保険料（税）の納期到来分について未納がないことの証明）
- 2 規則第4条第1項第2号及び第3号に規定する書類は、添付を要しないものとする。

(助成金の交付)

第7条 規則第7条の規定により、助成金交付の決定を受けた者は、助成金の交付の決定を受けた年度において入居料等を支払う最終月の末日から1週間以内に助成金の交付を請求しなければならない

い。ただし、助成金の交付決定を受けた者が希望する場合は、助成金の交付決定日を受けた日の属する年度の10月に、当該年度の4月分から9月分までの入居料等に係る助成金の交付を請求することができる。

- 2 前項の規定による交付請求には、請求の対象となる期間の入居料等を支払ったことを証する書類を添付しなければならない。
- 3 規則第14条の規定による実績報告は第1項の規定による交付請求をもってなされたものとみなし、規則第15条の規定による助成金の額の確定は当該交付請求に対する助成金の交付をもってなされたものとみなし、同条の規定による通知は省略する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。  
(長浜市創業支援シェアオフィス入居補助金交付要綱の廃止)
- 2 長浜市創業支援シェアオフィス入居補助金交付要綱(平成30年長浜市告示第132号)は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 この要綱の改正前において既に入居者であったものについては、改正後の長浜バイオインキュベーションセンター入居料等助成要綱別表中「12か月」とあるのは「18か月」と、「1,000円」とあるのは「1,090円」と、「13か月から24か月まで」とあるのは「19か月から60か月まで」と、「500円」とあるのは「545円」とする。

別表(第4条関係)

助成対象者	対象経費	助成期間	助成金の額
入居者	研究施設の入居料(センター条例第20条第1項の規定が適用されている場合は、利用料金。)	初めて入居を許可された月から24か月目まで	入居開始後12か月を経過するまで 1か月につき居室面積1平方メートル当たり1,000円 入居開始後13か月から24か月まで 1か月につき居室面積1平方メートル当たり500円
利用者	シェアオフィスの利用料金	初めて利用を開始した月から12か月目まで	1か月につき居室面積1平方メートル当たり500円